

神戸市

手話に関する施策の推進方針

(第2次)

神 戸 市

## 目 次

I. 手話に関する施策の推進方針（第2次）の策定にあたって . . . . .	1
1. 手話に関する施策の推進方針（第2次）策定の趣旨	
2. これまでの経緯	
3. 第1次方針に基づく取り組みの状況	
II. 手話に関する施策の推進方針の概要 . . . . .	4
1. 手話に関する施策の推進方針の位置づけ	
2. 神戸市障がい者保健福祉計画との関係	
3. 方針期間	
4. 基本的事項	
III. 手話に関する施策の推進方針 . . . . .	5
1. 手話への理解の促進および手話の普及のための施策	
2. 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策	
3. コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策	
4. 手話通訳者の確保および養成のための施策	
5. 上記のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策	
IV. 手話に関する施策の推進方針の推進について . . . . .	7
1. 手話に関する施策方針を推進する体制	
2. 計画の進捗状況の評価および検証	
3. 議会への報告	

## 参考資料

### 神戸市みんなの手話言語条例

#### 「障害」のひらがな表記について

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれており、国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、神戸市障がい者プランにおいて「障害」を「障がい」と表記しており、プランとの調和を図り、本方針においても「障がい」と表記します。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

## I. 手話に関する施策の推進方針（第2次）の策定にあたって

### 1. 手話に関する施策の推進方針（第2次）策定の趣旨

「神戸市みんなの手話言語条例（以下「条例」という）」の目的（第1条）および基本理念（第2条）に則り、市の責務（第3条）として、ろう者が日常生活および社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行います。

手話が、コミュニケーションに不可欠な言語であることへの理解促進のため、また、ろう者をはじめとする手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようにするため、条例第6条に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する、手話に関する施策の推進方針（第2次）を策定します。

### 2. これまでの経緯

障害者の権利に関する条約および障害者基本法において、手話は言語として位置づけられ、手話を必要とする全ての人々が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会の構築が求められていることから、本市においては、平成27年度に政令指定都市初の手話言語条例を制定し、施策を進めてきました。

具体的には、協議の場として懇談会を設け、平成27年度に条例に基づく施策の推進方針（第1次）を策定、推進方針に主な取り組みとして掲げた事業について、実施内容や進捗状況の報告、課題の共有・検討等を協議し、意見交換をしながら展開してきたものです。

第1次方針の方針期間は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までとなっていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため懇談会を開催できなかった影響等もあり、令和5年度現在まで第1次方針に基づいた施策を引き続き実施しています。

この間、国においては、令和4年にすべての障がい者の社会参加のために情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が重要であることから、障がい者による情報の取得および利用ならびに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。また令和3年に障害者差別解消法を改正し、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、令和6年度より施行されます。これらにより聴覚障がい者をはじめとするすべての障がい者に対して、情報にアクセスし、情報を受け取るための環境整備が求められています。これらの状況と、条例第6条第2項において、施策の推進方針は、障がい者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならないとされていることを踏まえて、第2次方針を策定します。

### 3. 第1次方針に基づく取り組みの状況

	第1次方針で定めた取り組み	事業の内容
手話への理解の促進および手話の普及のための施策	手話動画など手話を学べるツールの充実	・手話動画作成（40話・H27～R3） および配信（H27～）
	手話啓発講座の実施や地域・事業者などへの手話出前講座の実施	・手話出前講座（H27～R1） ・手話啓発講座（H28～）
	子ども向け手話啓発講座の実施	・児童館へ手話啓発講座の案内
	広報紙や市ホームページ、イベント等を活用した手話についての広報・周知	・条例を紹介するチラシ制作・配布（H27） ・イベント時の手話動画の紹介、チラシ配布 ・手話言語の国際デーのブルーライトアップ実施（R4～）、市ホームページ掲載
	公的機関の行う手話講座などの情報提供	・広報紙区民版への手話講座案内の掲載 ・市ホームページ掲載
	事業者などが自主的に手話学習を行う場合の資料等の貸出しや情報提供	—
	ボランティア活動を推進するためボランティア団体補助の継続	手話サークルへの団体補助
手話により情報を取得する機会の拡大のための施策	市職員を対象とした聴覚障がいの理解とコミュニケーションについての研修の実施	・新規採用職員 手話を含む聴覚障がいの理解研修 ・節目職員 手話を含む聴覚障がいの理解研修（H27～R2） 聴覚障がいを含む障がいの理解研修（R3～） ・教員への手話を含む聴覚障がいの理解研修（H27～）7回／年 ・人権シート（聴覚障がいへの理解、情報保障）の作成（全職員）1回／年
	手話通訳個人派遣事業の継続	・手話通訳個人派遣事業 H27～ 派遣対象の拡充（社会参加） R1～ 年齢要件の撤廃 R1～ 派遣依頼受付時間の拡大 R2～ 派遣依頼休日受付開始 R5～ 派遣依頼のメール受付開始
	市役所・区役所等の手話通訳の設置継続	市役所および各区役所・支所の手話通訳者配置
	市会本会議等中継における手話通訳の継続	・手話通訳の導入 H27～ インターネット配信時の本会議等の中継（生・録画）

		H31～ 市長定例会見、市長メッセージの動画配信 ・傍聴席へのヒアリングループ設置 (H29～)
	手話による情報取得の機会拡大にむけて公的機関・民間事業者への啓発活動	・障害者差別解消法改正により令和6年4月から事業者も合理的配慮が義務化されることに伴う企業等への啓発（出前トーク等実施）(R5～)
コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策	ICT活用などによる手話通訳環境の整備	・遠隔手話通訳サービスの実施 (R3～) ・ワクチン接種大規模会場に手話通訳タブレットを配置 (R3～)
	災害時に備えた災害時要援護者支援の取り組みにおける手話理解の促進	・神戸市避難所開設マニュアルへの記載 ・緊急避難場所における要援護者対応マニュアルの記載
	手話通訳派遣要件や緊急時などにも手話を選択しやすい環境整備の検討	緊急（手話通訳派遣受付時間外）の救急搬送に伴う手話通訳者の派遣（手話通訳個人派遣事業）
手話通訳者の確保および養成のための施策	手話通訳者養成講座の実施	・手話通訳者養成講座の実施 R2～ 養成講座受講料を無料化
	手話通訳者の役割や意義・魅力などの発信	・手話通訳個人派遣時の報酬単価の増額 ～H26 1,220円/H H27～H30 5,000円/3H R1～ 3,000円/H
	若い世代の参加のための仕組みや資格取得のための支援策の研究	・登録手話通訳者へアンケートを実施 (H29)
	手話通訳者ならびに手話講師の養成・確保策の研究	
その他	小学4年生向けリーフレットによる理解の促進（教育委員会）	・普及・啓発のリーフレット作成、小学4年生へ配布 (H27～、初年度は4～6年生に配布) 現在は、学校向けイントラに掲載。 ・福祉学習 (H27～)、福祉教育重点推進校 (H27～R3) における授業選択項目に、聴覚障がいや手話に関する授業を追加
	要約筆記やICTの活用など手話以外のコミュニケーション支援の実施	・要約筆記講座の実施、要約筆記者個人派遣事業 ・補装具としての補聴器の支給、難聴児補聴器購入助成 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣および養成講座 ・字幕入りビデオライブラリー運営事業

## Ⅱ. 手話に関する施策の推進方針の概要

### 1. 手話に関する施策の推進方針の位置づけ

条例第6条に基づく手話に関する施策の推進方針です。

### 2. 神戸市障がい者保健福祉計画等との関係

神戸市障がい者プランの「神戸市障がい者保健福祉計画」（計画期間：令和3～8年度）における「5）社会参加への機会促進 ③情報アクセス・コミュニケーションの保障」の障がい特性に配慮した情報発信の強化およびコミュニケーション支援に関する取り組みのうち、手話に関する内容を定め、調和を図るとともに、本方針と同時期に策定される「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（計画期間：令和6～8年度）との調和も図ります。

### 3. 方針期間

神戸市障がい者プランの「第7期神戸市障がい福祉計画・第3期神戸市障がい児福祉計画」と合わせ、令和6年度から令和8年度までとします。令和9年度からの方針については、神戸市障がい者プランの改定に合わせて検討します。

### 4. 基本的事項

条例第6条第1項に基づき、市として果たすべき下記について施策の方向性を定めます。

- ・手話への理解の促進および手話の普及のための施策
- ・手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- ・コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- ・手話通訳者の確保および養成のための施策
- ・上記のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

### Ⅲ. 手話に関する施策の推進方針

#### 1. 手話への理解の促進および手話の普及のための施策

多くの人が手話に関心を持ち、手話に親しみ、ろう者と交流することで、手話への理解が促進されます。また、簡単な手話を学ぶことは、手話への理解とともに聴覚障がいへの理解を深める機会となることから、市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、理解を深めるための施策を実施します。

また、身近な地域や職場など日常の生活場面で、ろう者とろう者以外の人が手話であいさつや簡単な会話ができるような環境をめざし手話の普及を進めます。

#### 主な取り組み

手話動画など手話を学べるツールの充実

地域・事業者などへの手話啓発講座の実施（事業者についても理解促進を進める）

子ども向け手話啓発講座の実施

広報紙や市ホームページ、イベント等を活用した手話についての広報・周知

公的機関の行う手話講座などの情報提供

ボランティア活動を推進するためボランティア団体補助の継続

市職員を対象とした聴覚障がいの理解とコミュニケーションについて研修の実施

#### 2. 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策

ろう者が自ら必要な情報にアクセスし取得するために重要な役割を担う手話通訳の充実を図ります。

また、ろう者が生活に必要な様々な情報を取得する機関や窓口における聴覚障がいや手話への理解とともに、手話により情報が提供される機会拡大への理解促進に努めます。

#### 主な取り組み

手話通訳個人派遣事業の継続

市役所・区役所等の手話通訳の設置継続

市会本会議等中継における手話通訳の継続

手話による情報取得の機会拡大にむけて公的機関・民間事業者への啓発活動

### 3. コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策

ろう者が日常生活や社会生活の中でコミュニケーションをとる場合に、手話が選択できることは安心感につながります。周囲の状況が把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないように、ろう者がコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備を進めていきます。

#### 主な取り組み

ICT活用などによる手話通訳環境の整備

災害時に備えた災害時要援護者支援の取り組みにおける手話理解の促進

手話通訳派遣要件や緊急時などにも手話を選択しやすい環境整備の検討

### 4. 手話通訳者の確保および養成のための施策

ろう者とろう者以外の人を結びつける手話通訳の役割は重要です。手話通訳者の確保および養成を進めるとともに、手話通訳業務の意義・魅力を発信し、手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。また、手話通訳者の確保策について研究していきます。

#### 主な取り組み

手話通訳者養成講座の実施

手話通訳者の役割や意義・魅力などの発信

若い世代の参加のための仕組みや資格取得のための支援策の研究

手話通訳者ならびに手話講師の養成・確保策の研究

### 5. 上記のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

学校教育における手話への理解の促進に対する取り組みを進める教育委員会との連携を進めます。また、庁内の関係部局とも連携していきます。

兵庫県立聴覚障害者情報センターをはじめとする関係機関との連携を深め、県市で役割分担しながら、手話に関する施策を展開します。

また、ろう者以外の聴覚障がい者の理解やコミュニケーション支援についても進めていきます。

#### 主な取り組み

小学校における聴覚障がいおよび手話の理解促進（教育委員会）

要約筆記やICTの活用など手話以外のコミュニケーション支援の実施

#### IV. 手話に関する施策の推進方針の推進について

##### 1. 手話に関する施策方針を推進する体制

###### (1) 市民・事業者

市民・事業者については、条例に基づき、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、事業者については、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとされています。

###### (2) 神戸市みんなの手話言語懇談会

神戸市みんなの手話言語懇談会は、条例第6条に基づき、手話に関する施策の推進方針について、ろう者や手話通訳者その他関係者の意見を聴くための協議の場として設置しています。

今後の施策の推進においても、神戸市みんなの手話言語懇談会の委員である手話に関わる各関係団体・機関に協力いただきながら進めていきます。

###### (3) 庁内における連携

事業者である市役所として、市職員の手話への理解の促進や手話の普及に努めるとともに、庁内の関係部局との連携を図り、市職員の手話への理解促進の取り組みを進めていきます。

また、条例第7条に基づき学校教育の場における取り組みや手話への理解の促進について、教育委員会とも連携を密にして、本方針の取り組みを進めていきます。

##### 2. 計画の進捗状況の評価および検証

施策方針に基づき実施した施策については、進捗状況に関する資料を作成し、評価および検証を行います。

方針期間中は、方針に基づく施策を着実に推進していくことを基本としますが、進捗状況や情勢の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

##### 3. 議会への報告

手話に関する施策の実施状況については毎年議会へ報告します。

## 神戸市みんなの手話言語条例

手話は、ろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきました。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていました。そのため、様々な場面でろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話がろう者の「アイデンティティー」であり、「いのち」であったからです。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければなりません。

神戸市は、昭和52年に全国に先駆けて、神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、神戸市は、市民みんなの手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

### (目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。